

# 杏林大学研究者行動審査委員会規程

制定 平成19年 3月12日  
改正 平成19年 4月 1日  
平成19年10月15日

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、実験・観測・解析の手法を用いて研究に携わる杏林大学(以下「本学」という。)の教職員及び本学の施設設備の利用者(以下「研究者」という。)を対象として、杏林大学研究者行動指針(以下「行動指針」という。)に違反する不正行為に対処し、行動指針の遵守を促進するため、研究者行動審査委員会の設置及び不正行為に対する措置等について定める。

2 公的研究費の適正な運営・管理体制に関しては、別に定める。

### (定義)

第2条 「実験・観測・解析」とは、機器等によるデータ計測の手法(シミュレーション、数値解析、統計解析及び野外実験を含む。)を用いて、理論若しくは仮説を試行し、又は検証し、観察・観測により新しい事実の発見を試みる研究をいう。

2 「不正行為」とは、研究成果の作成及び報告の過程において、悪意のない誤り及び意見の相違並びに当該研究分野の一般的慣行に従ってデータ及び実験記録を取り扱う場合を除き、次に掲げる行為をいう。

(1) データその他研究結果の捏造、改ざん又は盗用

(2) 研究成果の不適正な公表

(3) 研究費の不正使用等、法令や関係規則に違反

(4) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害(追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。)

## 第2章 申立て及び予備調査

### (不正行為の疑いの申立て)

第3条 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、何人も、研究者行動疑義申立書(別紙様式1)により、第12条に基づいて設置される窓口にて申立てを行うことができる。

### (予備調査)

第4条 前条の申立てがあった場合には、関係する学部等の長(以下「学部長等」という。)は、速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 学部長等は、予備調査を実施した場合には、その結果を学長に報告するとともに、報告の概要を申立て者に通知するものとする。

### 第3章 研究者行動審査委員会

(研究者行動審査委員会)

第5条 学長は、前条の予備調査の報告を受け、必要と認めるときは、速やかに第1条の趣旨に基づき不正行為に対処するため、研究者行動審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、学長が委嘱する。

(1) 学長が指名する教授 若干名(内1名は大学院教務担当)

(2) 科学研究における行動規範について専門的知識を有する学外者 1名

(3) 法律の知識を有する者 1名

3 委員長は、学長が委員の中から指名する。

(調査)

第6条 委員会は、予備調査の報告に基づき不正行為が存在すると思料する場合には、調査を行うものとする。

2 調査にあたっては、次の各号に掲げる事項について行うことができる。

(1) 関係者からの聴取

(2) 関係資料等の調査

(3) その他調査に合理的に必要な事項

3 関係者は、委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 関係資料の調査にあたっては、学部長等の承諾を得て、不正行為の疑いがある調査対象の研究者等(以下「対象研究者等」という。)の研究場所の一時閉鎖又は実験・観測・解析に係る機器・資料等を保全することができる。

5 前項の措置により一時閉鎖した研究場所の調査及び保全された機器・資料等の調査を行う場合には、学長が指名する者2名を立ち合わせるものとする。

6 委員会は、不正行為の有無及び程度について審議し、疑義内容、調査結果及び意見をまとめ、学長に研究者行動審査報告書(別紙様式2)により報告するものとする。

7 委員会の報告は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として公表するものとする。公表事項について対象研究者等の意見がある場合には、その意見も併せて文書により公表するものとする。

(関係機関との連絡協議)

第7条 委員会は、必要に応じて、外部の機関と情報交換等の連絡協議を行うことができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、本規程に基づく調査により知ることのできた秘密を漏らすてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第4章 措置等

(措置等)

第9条 学長は、委員会の意見を踏まえ、次の各号に掲げる措置等を決定するものとする。

- (1) 教育研究活動の停止措置等
- (2) 研究費の使用停止・返還措置等
- (3) 定期的な報告義務付け
- (4) その他不正行為の排除のためにとるべき措置

2 学長は、対象研究者等の行為が、杏林学園職員就業規則（以下「就業規則」という。）に規定する懲戒の事由に該当すると判断した場合は、その旨を理事長に報告するものとする。

3 不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、学長は対象研究者等の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。  
（申立者及び調査協力者の保護）

第10条 学長は、不正行為に関する申立者及び調査協力者に対して、申立てや情報提供を理由とする不利益を受けないように十分な配慮を行うものとする。

2 学長は、故意により虚偽の申立てを行った者については、その旨を理事長に報告するものとする。  
（啓発活動）

第11条 学長は、学部長等と協力して、不正行為の予防のために、研究者等への倫理教育を含む啓発活動を行うものとする。  
（窓口の設置）

第12条 学長は、不正行為に関する申立てや情報提供及びこの規程に係わる相談・照会等に対応するための窓口を、大学事務部に設置する。

#### 第5章 雑則

（庶務）

第13条 委員会の庶務は、三鷹キャンパスは医学部事務部、八王子キャンパスは八王子事務部において処理する。

（雑則）

第14条 この規程に定めるもののほか、行動指針の遵守に関する事項及び委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成19年 3月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月 1日から施行する。